

ベトナムと「大東亜共栄圏」

戸部良一

はじめに

1940年8月、「大東亜共栄圏」という文言を初めて公式に使ったのは、外相松岡洋右である¹。だが、その意味内容は曖昧かつ漠然としていた。帝国議会答弁のために作成された外務省の文書では、「南洋ヲ含ム大東亜ノ諸国、諸民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ相互ニ侵略、搾取、圧政無キ共栄圏」と説明されているが²、この説明で「共栄圏」の内容をイメージすることは難しい。

その後、共栄圏という理念ないしコンセプトは頻繁に使われるようになるが、その意味内容は必ずしもはっきりしなかった。好機便乗主義的な南進論の沸騰のなかで、国策の中心は、南進（南方進出）実行の時機、進出の方法や範囲をめぐる戦略的な判断に移ってしまう。大東亜共栄圏という理念の意味内容は、あまり議論されず、明確化されないまま戦争が始まることになるのである。

大東亜戦争（太平洋戦争）の開戦時、宣戦の詔書には、戦争目的として、大東亜共栄圏建設は謳われていない。そこでは、「自存自衛」のために「蹶然」起たねばならなくなった、ということが言われているにすぎない³。ところが、1941年12月12日、開戦の4日後に、内閣情報局は、「大東亜戦争と称するは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜に限定する意味にあらず」と説明している⁴。ここでは、大東亜新秩序（≒大東亜共栄圏）建設が戦争目的だとされたのである。

日本の戦争目的は二重であった。戦争目的の二重性は、それだけで問題だったが、その目的の一つ、すなわち大東亜共栄圏建設ということの意味内容は依然として不明確であった。戦争目的の二重性と不明確性は、開戦後、様々な場面で対立・矛盾を露呈させた。特に占領した地域の処遇をめぐるしばしば論争や対立が生じた。

こうしたなかで、日本の戦争目的の明確化を目指したのが、1943年4月、東條

1 松岡洋右「皇国外交の指針」『週報』第199号（1940年8月7日）2頁。

2 「第七十六議会擬問擬答」（1941年1月15日、外務省南洋局）アジア歴史資料センター・レファレンスコード（以下、JACARと略記）：B02031386000。

3 「宣戦の詔書」（1941年12月8日）外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻（原書房、1966年）573～574頁。

4 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈3〉』（朝雲新聞社、1970年）192頁。

内閣の外相に就任した重光葵である。重光は、「自存自衛のために戦ふと云ふのは、戦ふ気分の問題で主張の問題ではない」と指摘し⁵、戦争が理念の戦いでもあることをよく理解していた。重光は外務省内で戦争目的を再検討し、1943年11月、大東亜会議を開催して、大東亜共同宣言を発表した。大東亜共同宣言は、連合国の大西洋憲章（the Atlantic Charter）を意識し、各国の自主独立の尊重、各民族の伝統と創造性の尊重、人種差別撤廃、文化交流と資源開放などを謳い⁶、それまでしばしば曖昧に語られ、ときによっては矛盾する内容を与えられてきた大東亜共栄圏の目指すものを、普遍的な価値をベースにして明確に打ち出したのである。

ところが、この明確化された戦争目的・理念と明らかに矛盾する地域があった。今日のベトナムを含む当時のフランス領インドシナ（以下、仏印と略記する）である。では、大東亜共栄圏に含まれる仏印に対して、日本はどのような政策をとったのか。本稿はこの問題を考察する⁷。

1. 静謐保持

日本は1940年9月北部仏印に進駐し、翌41年7月には南部仏印に進駐した。仏印は日本の武力南進の最初のターゲットとなった。ただし、日本は仏印を占領したのではない。日本は仏印の戦略的拠点に軍隊を駐屯させたが、軍政をしかず直接統治を行わなかった。フランスの植民地権力を温存したのである。したがって仏印は、大東亜共栄圏に含まれながら、ヨーロッパの宗主国による植民地統治が続く、という矛盾した存在であった。

日本にとって仏印は、大東亜戦争での南方作戦の最も重要な根拠地ないし兵站基地とされた⁸。南方作戦に従事する部隊は仏印に一時駐屯し仏印を経由してタイ、マレー、ビルマ、蘭領東インド（インドネシア）、フィリピン等に送られた。仏印をこのような後方の作戦基地・兵站基地として機能させるためには、地域の安定が必要不可欠であった。その安定の確保を、当時の日本は「静謐保持」と表現した。

5 重光葵『昭和の動乱』下（中央公論社、1952年）173頁。

6 「大東亜共同宣言」（1943年11月6日）『日本外交年表並主要文書』下巻、593～594頁。

7 本稿は以下の先行研究を参照した。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 シットン・明号作戦』（朝雲新聞社、1969年、以下『シットン・明号作戦』と略記する）、白石昌也・古田元夫「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策——その二つの特異性をめぐって」『アジア研究』第23巻第3号（1976年10月）、赤木完爾「仏印武力処理をめぐる外交と軍事——「自存自衛」と「大東亜解放」の間」『法学研究』第57巻第9号（1984年9月）、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、1996年）、立川京一『第二次世界大戦とフランス領インドシナ——「日仏協力」の研究』（彩流社、2000年）。

8 『シットン・明号作戦』513頁。

9 「現下ノ情勢ニ伴フ当面ノ対仏施策」（1942年11月21日、大本営政府連絡会議決定）『日本外交文書 太平洋戦争』第2冊（以下、『外交文書』と略記する）604文書。

静謐保持は、およそ三つの内容を帯びていた。第一にフランスの植民地体制を維持し、仏印の内政に干渉しないこと、第二に仏印の独立運動を支援しないこと、そして第三に仏印に対する中国の攻撃を誘発するような行動をしないこと、である¹⁰。日本が軍事進出した東南アジアで、既存の体制を温存し現地の独立運動を支援しなかったのは、独立国のタイと独立を予定されたフィリピンを除けば、仏印だけであった。

静謐保持にとって、植民地体制温存は最もコストが小さかった。そもそも占領するために仏印軍と戦うことになれば、大きな人的・物的コストを払わなければならなかった。直接統治にも相当のコストが伴い、しかも効率的で安定した統治を実施できるとは限らなかった。仏印当局が日本の方針に抵抗しない限り、植民地体制維持は最小のコストで済んだのである。

また、仏印当局はフランス本国のビシー政権側に立っており、日本は親枢軸のビシー政権との対立を避ける必要があった。さらに、戦争を「人種戦争」としたくないとの考慮も働いたという¹¹。白人による植民地統治を残すことには、そうした思惑も絡んでいた。

1941年12月、日本と仏印は、仏印共同防衛のための軍事協定を結んだが、占領を行わず治安も担当しなかった仏印の日本軍は大きな兵力を必要としなかった。1942年12月、サイゴンに印度支那駐屯軍司令部が設置されたとき、仏印に駐在する日本軍は、一個師団程度にすぎなかった。また、日本は1941年10月、ハノイに大使府を開設し仏印を事実上、独立国のように扱ったが、それは戦争によって仏印が事実上本国から切り離されたので交渉と連絡の便を図るためであって、原住民による独立政権を想定したものではなかった。

一方、仏印当局も、日本が植民地体制を壊さない限り、少なくとも表面的には対日協力の姿勢をとり続けた。1943年1月、より積極的な対日協力と一部の反枢軸分子による通敵行為の禁圧を求められた総督ドクーは、「日本側ニテ仏印政府ノ対土民問題（独立運動問題ヲ指ス）ニ付障害ヲ加ヘラレサル限り」通敵行為禁圧の保障を与えることに吝かではない、と答えた¹²。仏印側にとって、日本が独立運動に関与しないことは、対日協力の前提であった。

日本が仏印の静謐保持をいかに重視していたかを示すエピソードを紹介しよう。ドクーが日本側に対して独立運動を支援しないことを確認させたのとちょうど同じ頃、ビシー政権はドイツの要求に応じて中国の重慶政権の外交官を強制退去させようとしたが（ビシー政権はまだ重慶の蒋介石政権と外交関係を維持していた）、このと

10 立川『第二次世界大戦とフランス領インドシナ』148頁。

11 赤木「仏印武力処理をめぐる外交と軍事」34頁。

12 在サイゴン鈴木支部長代理より青木大東亜大臣宛電報（1943年1月13日）『外交文書』606文書。

き日本は、それに一時、ストップをかけたのである。ビシー政権の措置に反発して重慶政権が仏印国境に兵力を集結し軍事衝突が発生しかねない事態を恐れたのである。

このような静謐保持を優先する本国の態度に対し、大島浩ドイツ大使は、次のように批判を加えている。当面、仏印の静謐保持に重点を置くのはやむを得ないとしても、「唯時ノ便宜ノミニ引摺ラルルニ於テハ思ハス大東亜共栄圏建設ノ理想ニ背馳スルカ如キ事態ヲ生シ将来ニ禍根ヲ貽スコトナルヘキ惧アリ¹³」。大島は、独立運動支援を主張したわけではない。むしろ日本による直接統治（占領と軍政）を求めたのであった。

2. 武力処理

大島の指摘に見られるように、やがて静謐保持方針に対しては、批判が強まってゆく。批判の根拠の一つは、言うまでもなく大東亜共栄圏の理念との矛盾にあった。もう一つ批判の根拠となったのは、ヨーロッパと太平洋の戦局の変化とそれに伴う仏印の動揺である。1942年11月連合軍は北アフリカへの上陸に成功し、翌1943年6月フランスの植民地アルジェリアは、枢軸側に抵抗するドゴール派のコントロール下に入る。同年9月、イタリアが降伏した。太平洋では、日本軍が1942年2月ガダルカナルからの撤退を始め、ニューギニアやソロモン群島で敗北を重ねた。1943年9月絶対国防圏を定めたが、それを守りきれぬかどうか、はなはだあやしかった。こうした情勢変化に応じて、仏印でもドゴール派の対日抵抗運動が潜行しつつあったのである。

1943年秋、重光外相（兼大東亜相）は大本営政府連絡会議で、戦局の変化によって仏印が動揺する場合、日本としては武力を行使してその安定を図る必要があるのではないか、と指摘した。これに応じて陸軍では、参謀本部と現地軍で検討が始まる。現地軍では当初、武力処理の必要はないという判断が有力だったが、1944年に入るあたりから、その準備の必要性を認めるようになった。そして、武力を行使して植民地体制を打倒し、日本が占領ないし直接統治に踏み切る際には、原住民に独立の希望を与えて、積極的に協力させる必要があると考えられた¹⁴。

一方、外務省と軍の間でも、大東亜共同宣言の内容に照らして、仏印に対する方針の再検討が行われていた¹⁵。その検討結果は1944年1月に大本営政府連絡会議決定として纏められる¹⁶。この決定では、「現下ノ情勢ニ於テハ仏印ノ静謐保持ノ既定

13 在独国大島大使より谷外務大臣宛電報（1月16日）同上、612文書。

14 『シットン・明号作戦』578～581頁。

15 波多野『太平洋戦争とアジア外交』227頁。

16 「情勢ノ変化ニ応スル対仏措置腹案」（1944年1月24日、大本営政府連絡会議決定）『外交文書』655文書。

方針ヲ堅持ス」「現住民ノ民族運動ヲ誘発スルカ如キコトハ之ヲ避クルモノトス」とされ、これまでの方針が確認された。現地軍の意向は採用されなかった。

ただし、この決定では、フランス本国が「親枢軸的独立国タルノ実」を失った場合のことも定められた。そうした場合、仏印を本国から「実質的ニ離脱」させ、やむを得ないときには武力を行使することもあり得るので、そのための準備を整える、ということになったのである。こうして武力処理は先送りされた。しかしその場合でも、「極力現仏印統治機構ヲ活用スルニ努ムルモノトス」とされ、原住民の独立運動に対する支援は、言わば二重に否定された。

その後、陸海軍統帥部（大本営）は武力処理に関する指示を関係部隊に送っている¹⁷。この指示によれば、武力処理の準備は同年4月までに概成し、その間「極力静謐ヲ保持」するとともに「企図秘匿」に留意することとなった。また、「武力処理後ハ仏印ニ於ケル現統治其ノ他ノ機構ヲ利用シ治安ノ確保ニ努ム」とされているので、ここでも独立運動支援は否定されていることになろう。

ヨーロッパとアジア・太平洋の戦局はさらに動く。1944年1月に開始されたインパール作戦は惨憺たる結果に終わる。太平洋では3月にパラオ、7月にサイパンが失陥し絶対国防圏が破綻した。ヨーロッパでは、6月に連合軍のノルマンジー上陸が成功し、やがてビシー政権は「親枢軸的独立国タルノ実」を失うことになる。仏印でも、本国のドゴール政権と気脈を通じ、日本に対する「敵性」を示す動きが出てくる。

こうした情勢の変化を受けて、同年9月、最高戦争指導会議（大本営政府連絡会議を改称）はあらためて仏印に対する方針を定めた。この方針は三つのケースを想定し、各ケースで次のような方針を示している。①仏印総督が対日協力を続ける場合は、現状を維持する。②総督が対日協力は不可能であるとして平穩裡に辞職する場合は、仏印を日本軍の管理下に置き、当面、統治機構はそのまま活用する。③仏印当局が日本から離反し抵抗する場合は、武力を行使して占領し、「原住民ノ政治参与ヲ促進ス」¹⁸。重点は①と②にあった。このとき重光外相は、「この際仏印を原住民により独立せしめては如何」と述べたが、独立させれば仏印軍が抵抗することは必至で、現地の日本軍がこれに対処することは難しいとされた¹⁹。

11月重光外相は、最高戦争指導会議であらためて仏印問題を提起し、外務省作成の覚書を示した。この覚書は大東亜共同宣言を喚起して以下のように論じている。日本の援助によってまず安南に独立を「恢復」させる「肚ヲ決メ」、その方向に向かって政治上・軍事上の準備を進め、適当の機会に実現すべきである、と。重光を中心²⁰

17 『シットン・明号作戦』582～583頁。

18 「情勢ノ変化ニ対応スル対仏措置ニ関スル件」（1944年9月14日、最高戦争指導会議諒解）『外交文書』659文書。

19 『シットン・明号作戦』584～585頁。

20 「覚書 仏印問題」（11月2日、外務省）『外交文書』659文書付記。

とした外務省は、武力処理と仏印独立を連動させようとしていた。それは、大東亜共同宣言に表現された大東亜共栄圏の理念を実現することにほかならなかった。

しかしながら、大本営は武力処理を頑なに拒み続けた。大本営は、敗勢を食い止め起死回生を図るため、すべてを比島（フィリピン）決戦に賭けていたのである。それ以外の地域に兵力を割く余裕はなかった。

3. 即時独立付与

比島決戦は失敗に終わった。日本軍はレイテ島をめぐる海戦でも陸戦でも敗北を喫し、ルソン島でも勝てる見込みのない戦いを続けるだけであった。フィリピンでの敗北によって、仏印に対する大本営の方針は大きく転換する。今度は、連合軍（米軍）の仏印上陸を予想しなければならなくなり、共同防衛に消極的な仏印当局を実力で排除して、連合軍の攻撃に対処しようとする。いよいよ仏印武力処理が必要とされるに至ったのである。

1944年12月下旬、印度支那駐屯軍は第38軍に改編された。それまでの駐屯軍から野戦軍に改められ、兵力も増強された。²¹武力処理準備のためであり、連合軍上陸に備えるためでもあった。駐屯軍時代には従来、武力処理準備を進めるにあたり、仏印独立支援が検討されていたが、²²野戦軍への改編に伴い武力処理が現実の問題となると、そうした検討は立ち消えとなった。

武力処理にあたって、一つ外交面での懸念材料があった。パリに成立したドゴール政権がソ連との間に同盟相互援助条約を結んだので、日本が仏印でフランスの主権を侵した場合、日ソ関係を悪化させるのではないかと懸念されたのである。重光外相がこの件に関してソ連側に問い合わせると、仏ソ条約はアジアには適用されないとの回答を得、何とかこの懸念は取り払うことができた。²³

外務省および現地の仏印大使府では、武力処理と同時に仏印三国（安南王国、カンボジア王国、ルアンプラバン王国）の独立を実現すべしと主張した。それが「大東亜〔共同〕宣言ノ精神ニ従」う所以であるとされたのである。²⁴しかし、陸軍中央も現地軍も、連合軍の攻撃に備えるための武力処理に傾き、仏印の独立よりも軍政施行を優先しがちであった。陸軍によれば、武力処理は「自存自衛上ノ絶対必要ニ基キ」実施するのであり、フランスの主権・領土権をそのまま認め、所要の期間仏印

21 『シットン・明号作戦』567～568頁。

22 同上、593～595頁。白石・古田「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策」20頁。

23 重光外務大臣より在ソ連邦佐藤大使宛電報（1944年12月12日）『外交文書』660文書、在ソ連邦佐藤大使より重光外務大臣宛電報（12月21日）同上、661文書。

24 「仏領印度支那処理要綱案」在サイゴン塚本事務所長より重光大東亜大臣宛電文（1945年1月17日）同上、662文書。

を管理し軍政を施行するものとされた。²⁵

1945年2月初めの最高戦争指導会議決定では、結局、陸軍と外務省の主張の折衷案が採用された。武力処理は「自存自衛上ノ絶対必要ニ基キ」実施することになった。ただし、「安南国等ノ独立的地位ヲ向上支援シ」日本に積極的に協力させ、「一般情勢ヲ勘案ノ上」独立を承認することが了解された。また、ソ連に対し、日本の行動の「非侵略性」を説明する、との項目が立てられた。²⁶

この会議の席上、重光外相は次のように論じた。日本が単に自存自衛のためという建前で武力を行使し軍政を施行したならば、日本がフランスに代わって仏印を占領しただけだと国際的に批判されるだろう。これに対して、武力行使とともに「間髪ヲ入レス」安南等を独立させるならば、「我カ意図カ侵略ニ非スシテ大東亜共同宣言ノ趣旨ニ則ルコト自カラ明トナリ」、「大義名分ヲ立ツル」ことにもなる、と。これに対して陸軍では、「民族解放」を名目とすれば「人種戦ニ陥ル虞」があり、現実に安南では独立運動を指導する人材を養成していないので、独立は「空手形」になる公算が大であるとの批判がなされた。²⁸

陸軍側、特に現地軍と外務省との溝はなかなか埋まらなかった。仏印大使府から見ると、現地軍は仏印が戦場となる場合を予想して方針を立てているだけであり、それゆえ安南等の独立は戦局が好転するまで見込みがないことになってしまった。「民族問題等ヲ振翳シテ大義名分ヲ立ツルニアラスンハ侵略国呼バワリセラルルモ言訳立タサルヘシ」と説得を試みても、効果がなかった。最高戦争指導会議で重光は、「安南等ノ独立ノ急速実現ヲ第一義ト考ヘ」ていることを強調したが、陸軍側は作戦が困難であることを強調し、独立の時期等は現地軍に一任すべきであると反論した。³⁰重光はまた、「安南等カ仏国ノ侵略的勢力ヨリ解放セラレテ独立スルモノナリト建前」を明らかにすることが、特に対ソ関係にとって「是非共必要」であると論じた。³¹民族解放を唱えるソ連に同調し、その反感を買わないことが、日ソ中立関係の維持にとってきわめて重要であると判断していたからである。³²

結局、2月末に最高戦争指導会議は仏印武力処理を最終的に決定した。同時に、「作

25 「情勢ノ急変ニ応スル仏印処理ニ関スル件」(陸軍省部合作案、1月28日)同上、664文書付記二。

26 「情勢ノ変化ニ応スル仏印処理ニ関スル件」(最高戦争指導会議決定、2月1日)同上、667文書。

27 重光大東亜大臣より在仏印松本大使宛電報(2月7日)同上、667文書付記。

28 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下巻(原書房、1999年)2月1日の条。

29 在仏印松本大使より重光大東亜大臣宛電報(2月15日)『外交文書』679文書。

30 重光大東亜大臣より在仏印松本大使宛電報(2月19日)同上、684文書。

31 重光大東亜大臣より在仏印松本大使宛電報(2月24日)同上、692文書。

32 「対仏印武力処理発動ニ関スル件」(最高戦争指導会議決定、2月26日)同上、694文書。

戦ニ支障ナキ範圍ニ於テ」安南等の独立施策を進めることになった。³³だが、陸軍中央は現地軍に対し、安南等の独立の件は特にソ連に対して武力処理の「非侵略性」を示すためのものであって、「速急ニ独立ノ具体的施策ヲ強行スルノ意ニ非ス」との説明を送っていた。³⁴3月初め、最高戦争指導会議では、武力処理に伴い発表される政府声明案が報告された。次のような部分に重光の考えがよく示されている。「[前略] 帝国ハ何等印度支那ニ対シテ領土的企図ヲ有スルモノニ非サルハ勿論ニシテ東亜侵略ノ勢力ニ対シ其ノ郷土ヲ防衛セントスル印度支那ノ住民ニ対シテハ有ラユル援助ヲ辞セサルヘク久シキニ亘リテ弾圧セラレタル彼等ノ民族独立実現ノ要望ハ大東亜共同宣言ニ基キ全幅的ニ之ヲ支援スルモノナルコトヲ併セテ茲ニ声明ス」。³⁵

3月9日、第38軍は武力処理（明号作戦）を発動した。日本軍の兵力は約4万、これに対する仏印軍は約9万（うち現地人約7万）³⁶であったが、翌日には主要地区での仏印軍の武装解除に成功した。その後は奥地に逃げ込んだ仏印軍の討伐作戦に移行し、北部ではベトミンの抵抗に苦戦したが、5月15日作戦は終了した。

一方、3月11日、安南国王はフランスとの保護条約を廃棄して独立回復を宣言し、13日にはカンボジア国王、4月8日にはルアン普拉バン国王がこれに続いた。日本軍が一時「管理」したフランス直轄地も、それぞれ三国に委譲することになった。武力処理実行まで陸軍と外務省の間に対立と混乱が見られたが、最終的には独立即時付与の重光の意向が実現したかたちとなった。そして皮肉にも、武力処理実行時には、米軍の仏印上陸の可能性は低くなったと判断されていたのである。

むすび

1943年の大東亜会議の時点で、日本が占領した地域で独立を認めたのはフィリピンとビルマだけである。蘭印では、早くから独立運動を支援しながら、最も重要な資源地帯とされたジャワ、スマトラ、セレベスなどを含むがゆえに、敗戦まで独立を容認しなかった。ところが、仏印では、武力処理とほぼ同時に、蘭印よりも早く独立が容認されたのである。

開戦前、仏印の独立はほとんど検討されていなかったと思われる。³⁷南部仏印進駐のとき、大本営は現地軍に対して「安南独立ノ謀略ハ之ヲ行ハサルモノトス」と指

33 「印度支那政務処理要領」（最高戦争指導会議報告、2月26日）、同上、695文書。

34 重光大東亜大臣より在仏印松本大使宛電報（2月26日）同上、696文書。

35 「仏印処理ニ伴フ声明ニ関スル件」（最高戦争指導会議報告、3月1日）同上、704文書。

36 『シッタン・明号作戦』603～607、638～639頁。

37 管見の限りでは、開戦前に仏印の独立に言及した政策文書は、「帝国外交方針案」（1940年7月27日、外務省欧洲戦対策審議委員会幹事会決定、JACAR：B02030544600）だけである。しかも、これは外務省の方針とはならなかった。

示していた。³⁸開戦後も、独立の可否について蘭印ほど真剣な検討を加えられた形跡はない。にもかかわらず、仏印は蘭印よりも早く独立を付与された。

その理由について先行研究では、仏印武力処理による日ソ関係悪化を防止する手段として即時独立付与が有効であることを陸軍が認めるようになったからだ、と結論づけている。³⁹当時、陸軍がソ連に対日参戦の口実を与えないよう、きわめて慎重に振舞っていたことは確かである。したがって、対ソ配慮が仏印への即時独立付与の一要因として作用したことは疑いない。ただし、それが決め手となったかどうかは疑問である。上述したように、陸軍中央は、ソ連に対して武力処理の「非侵略性」を示すために独立施策を進めるが、それは速やかに独立の具体的施策を強行することを意味するわけではない、と現地軍に説明していた。

おそらく現地軍を含む陸軍も、外務省と同じく、内外に武力処理の「非侵略性」を示すことの重要性は理解していただろう。大東亜共栄圏の理念を軽視していたわけでもないだろう。だが、当初はそれを現実化するだけの余裕がなかった。連合軍による仏印上陸に備えなければならなかったからである。元来それに備えるための武力処理であった。ところが、最終段階で、連合軍の仏印攻略の可能性は小さくなったと判断された。独立付与を妨げると考えられた最大の要因はそれほど重視しなくてもよくなった。こうして早期の独立付与は、「作戦ニ支障ナキ範囲」にあるとして実行可能になったのではないだろうか。

それにしても、仏印への独立付与はあまりにも急速に実現した。インドシナ三王国に独立の強い内発的な動きがあったとは思われない。その意味で、この独立は「未熟の独立」と言っても過言ではないかもしれない。内発的な独立準備は乏しかった。⁴⁰日本側の支援も、皆無とは言えないにせよ、充分ではなかった。仏印当局は独立運動を弾圧したし、日本軍は独立運動を、少なくとも公然とは支援できなかった。

そもそも日本はインドシナのことをよく知らなかった。仏印大使府は、仏印がフランス直轄領、保護領、保護国などから複雑に構成された地域であることを、現地軍が正確に理解していないことを批判した。⁴¹だが、仏印の将来像として安南国を核とした「越南連邦」を提示した大使府の構想も、⁴²はたしてどれほどの現実性を基礎としていたのか、はなはだ疑わしい。

日本は仏印を大東亜共栄圏の一部とした。しかし、仏印に対する方針は理念よりも、日本の戦争遂行に関わる戦略的判断がつねに優先された。「静謐保持」も「武

38 「大陸指第 924 号」立川『第二次世界大戦とフランス領インドシナ』295 頁より再引用。

39 例えば、白石・古田「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策」25 頁、赤木「仏印武力処理をめぐる外交と軍事」51 頁。

40 大戦中の独立運動と日本との関わりについては、赤木「仏印武力処理をめぐる外交と軍事」42～45 頁。

41 『外交文書』679 文書（注 29 と同じ）。

42 同上、662 文書（注 24 と同じ）。

力処理」もそうであった。そして「即時独立付与」も戦略的判断（連合軍上陸の可能性低下）によって促された。大東亜共栄圏の理念と実体との乖離は、このような仏印に対する方針の変遷を通して、はっきりと見えてくると言えよう。